

児童虐待対応マニュアル策定にあたって

近年、都市化、少子高齢化、核家族化、家庭・地域における教育力の低下など子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、年々厳しさを増しています。

なかでも子どもへの虐待の増加は近年著しく、尊い命が奪われる痛ましい事件が後を絶たず大きな社会問題となっています。

「児童虐待」防止について、平成16年10月に「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、「児童虐待」に係る通告義務が拡大されるとともに国及び地方公共団体の責務が強化されました。

一人ひとりの子どもが、かけがえのない存在として、安全に安心して心豊かに育つため、芦屋市においても、虐待を含む支援を必要とする要保護児童への適切な対応を目指し、地域や行政などの関係機関がネットワークにより支援を行う仕組みとして、平成17年12月に「芦屋市要保護児童対策地域協議会」を設置いたしました。更に各機関がその機能を活かし、連携を深め、ネットワークによる、より適切な対応や支援を円滑に行うことを目的に、平成25年4月に、支援者の方々への「児童虐待対応マニュアル」を作成しました。

芦屋市要保護児童対策地域協議会では「児童虐待対応マニュアル」をもとに、支援のありかたへの課題や共通認識、情報の共有に努め、研鑽を積みながら今日まで取り組んでまいりました。

マニュアル策定から5年が経過し、近年の社会情勢の変化や法改正を踏まえ、「児童虐待対応マニュアル」を改正しました。マニュアルを活用し、芦屋市要保護児童対策地域協議会でさらなるネットワークの充実や情報連携の強化を図り、より切れ目のない支援体制を構築してまいります。

このマニュアルが、「子どもの最善の利益」のために、より多くの関係者の方々に活用され、子どもへの虐待の未然防止、早期発見、早期対応につながることを心から願うものです。

平成30年3月

芦屋市要保護児童対策地域協議会

芦 屋 市